

【令和7年度2月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R8.2.16)

令和7年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、国の「強い経済を実現する総合経済対策」に基づく補正予算を活用し、市民や子どもたちの安全・安心に資する事業を追加するほか、12月補正予算編成後の情勢の変化に対応するため、地方交付税、国庫支出金、及び市債を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、経済対策に基づく、国の補正予算にかかる有利な財源を活用し、小・中学校の大規模改造工事や、太陽光発電設備の整備、照明器具のLED化工事のほか、公園施設の遊具改修等を実施しようとするものであります。

また、災害時や地域クラブ活動において活用が期待できる中学校グラウンドの照明設備整備工事のほか、過年度国庫等返還金や、医療支援給付の増に伴う中国残留邦人等生活支援給付費など、当初予算を上回る見込みとなった経費について増額措置を講じようとするものであります。

その他、ふるさと寄附や遺贈寄附等を各特定目的基金へ積み立てるとともに、今後の公債費の負担に備えるため、普通交付税の一部を公債管理基金に積み立てるなど、所要の措置を講じようとするものであります。

その結果、第1条の歳入歳出予算につきましては、それぞれ25億7,030万4,000円を追加し、その総額を、995億7,225万9,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、住民基本台帳システム改修事業のほか、7事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の債務負担行為の補正では、入札不調対策として公共工事にかかる設計業務を早期発注するための経費など6事業の債務負担行為の追加措置を、第4条の地方債の補正では、障害者福祉センター整備事業のほか、5事業の実施に伴う地方債の変更措置を、それぞれ講じようとするものであります。

次に、令和7年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は、療養諸費及びこれに伴う県支出金が、当初予算に比べ増加すること、並びに基金の運用利子収入の増加に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

令和7年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、本案は、令和7年度税制改正に伴う、介護保険料の標準段階に係る基準の見直し等に対応する、システム改修経費、及び基金の運用利子収入の増加に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

令和7年度伊丹市鴻池財産区特別会計補正予算（第1号）、令和7年度伊丹市荒牧財産区特別会計補正予算（第1号）、令和7年度伊丹市新田中野財産区特別会計補正予算（第1号）についてありますが、本案はそれぞれ、基金の運用利子収入の増加に伴い、所要の措置を講じようとするものであります。

令和7年度伊丹市病院事業会計補正予算（第3号）についてありますが、本案は、統合再編基幹病院整備事業について、土壌汚染対策工事、及び開院に向けた医療設備関連工事の実施等について、企業債を財源として、所要の措置を講じるとともに、工事請負費に係る継続費総額の増額措置を講じようとするものであります。

令和7年度伊丹市水道事業会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は、国の補正予算に伴う「防災・安全交付金」を活用して実施する、避難所等の重要施設に接続する配水管の更新について、国庫補助金、及び企業債を財源として、所要の措置を講じようとするものであります。

令和7年度伊丹市下水道事業会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は、国の補正予算に伴う「防災・安全交付金」を活用して実施する、下水道管渠の老朽化・長寿命化対策等について、国庫補助金、及び企業債を財源として、所要の措置を講じるとともに、武庫川流域下水道維持管理負担金について、所要の措置を講じようとするものであります。

令和7年度伊丹市交通事業会計補正予算（第2号）についてありますが、本案は、他会計の職員の退職で生じる負担に伴い、退職給付費の支出の追加措置を講じようとするものであります。